



熊本県公報

第13274号
令和5年(2023年)
10月17日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 生活保護法における介護機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法における指定介護機関の廃止…………… (//) 4
- 生活保護法における指定介護機関の変更…………… (//) 4
- 収去飼料の試験結果の公表…………… (畜産課) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6

公 告

- 公共測量の実施…………… (監理課) 6
- 緑川地域森林計画の樹立に係る計画案の縦覧…………… (森林整備課) 6
- 地域森林計画の変更に係る計画案の縦覧…………… (//) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7

登 載 依 頼

- 令和5年度(2023年度)第2回熊本県がん対策推進会議の開催…………… (がん対策推進会議) 7
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和5年度(2023年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 7
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和5年度(2023年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (//) 8
- 熊本県警察放置駐車違反管理システム関連機器の賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (警察本部交通指導課) 12
- 熊本県警察放置駐車違反管理システム関連機器の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (//) 13

告 示

熊本県告示第758号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和5年(2023年)10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
天草市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市(次の図に示す部分に限る。)
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第759号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
令和5年（2023年）10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天草市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第760号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
令和5年（2023年）10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天草市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第761号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
令和5年（2023年）10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第762号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
令和5年（2023年）10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防訪問リハビリテーション）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人 回生会 上益城郡嘉島町鯉1880番	熊本回生会病院 上益城郡嘉島町鯉1880番	令和5年（2023年）8月1日
医療法人社団 順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185-1	阿蘇立野病院 阿蘇郡南阿蘇村立野185-1	平成18年（2006年）4月1日

（介護予防訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団 順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185-1	阿蘇立野病院 阿蘇郡南阿蘇村立野185-1	平成18年（2006年）4月1日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団 順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185-1	阿蘇立野病院 阿蘇郡南阿蘇村立野185-1	平成18年（2006年）4月1日
有限会社マツヤファーマシー 上益城郡嘉島町鯉1855-1	かしま調剤薬局 上益城郡嘉島町鯉1855-1	平成18年（2006年）4月1日

（介護予防通所リハビリテーション）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団 順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185-1	阿蘇立野病院 阿蘇郡南阿蘇村立野185-1	平成24年（2012年）4月1日

（居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社マツヤファーマシー 上益城郡嘉島町鯉1855-1	かしま調剤薬局 上益城郡嘉島町鯉1855-1	平成16年（2004年）4月1日

熊本県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

（福祉用具貸与）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
豊田実業株式会社 水俣市浜松町5番15号	豊田実業株式会社 水俣市古賀町2丁目6番16号	令和5年（2023年）7月31日

（介護予防福祉用具貸与）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
豊田実業株式会社 水俣市浜松町5番15号	豊田実業株式会社 水俣市古賀町2丁目6番16号	令和5年（2023年）7月31日

（特定福祉用具販売）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
豊田実業株式会社 水俣市浜松町5番15号	豊田実業株式会社 水俣市古賀町2丁目6番16号	令和5年（2023年）7月31日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
豊田実業株式会社 水俣市浜松町5番15号	豊田実業株式会社 水俣市古賀町2丁目6番16号	令和5年（2023年）7月31日

熊本県告示第765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社 エヌ・ティシステムズ 菊池郡菊陽町津久礼173番地12	訪問看護ステーション ソレイユ 菊池郡菊陽町津久礼173番地12	事業所所在地		令和4年（2022年）8月16日
		菊池郡菊陽町原水1157-3	菊池郡菊陽町津久礼173番地12	

（介護予防訪問看護）

事業者の名称及び主	事業所の名称及び所	変更事項	変更年月日
-----------	-----------	------	-------

たる事務所の所在地	在 地	旧	新	
株式会社 エヌ・テ ィシステムズ 菊池郡菊陽町津久礼 173番地12	訪問看護ステーション ソレイユ 菊池郡菊陽町津久礼 173番地12	事業所所在地		令和4年(2022年) 8月16日
		菊池郡菊陽町原水11 57-3	菊池郡菊陽町津久礼1 73番地12	

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人天龍会 八代市本野町2076番地	すずらんの里居宅介護支援事業所 八代市本野町2568番地1	事業所所在地		令和5年(2023年) 9月1日
		八代市葭牟田町435	八代市本野町2568番地1	
社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇市黒川431番地	居宅介護支援事業所ひごたい 阿蘇郡産山村田尻618番地2	事業所名称		令和5年(2023年) 7月1日
		居宅介護支援事業所福祉サービスセンターほっと館	居宅介護支援事業所ひごたい	
社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇市黒川431番地	居宅介護支援事業所ひごたい 阿蘇郡産山村田尻618番地2	事業所所在地		令和5年(2023年) 7月1日
		阿蘇郡産山村大利657-2	阿蘇郡産山村田尻618-2	

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
有限会社ラポール新世園 八代市古閑下町2224番地	デイサービスセンター招福の里 八代市萩原町1丁目6-32	事業所所在地		令和5年(2023年) 9月11日
		八代市古閑下町1798番地	八代市萩原町1丁目6-32	

(通所型サービス)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
有限会社ラポール新世園 八代市古閑下町2224番地	デイサービスセンター招福の里 八代市萩原町1丁目6-32	事業所所在地		令和5年(2023年) 9月11日
		八代市古閑下町1798番地	八代市萩原町1丁目6-32	

熊本県告示第766号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第4項の規定により、令和5年(2023年)9月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公示する。

令和5年(2023年)10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造年月	試験項目	違反の有無
ジェイエイ北九洲くみあい飼料株式	熊本県畜産農業協同組合中央支所	肉牛繁殖用配合飼料・肉用馬肥育用	ITOCHU熊畜繁殖用	令和5年(2023年)8月	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、	無

会社 熊本工場 (八代 市)	(菊池 市)	配合飼料			粗繊維、 粗灰分、 カルシウ ム、リン
-------------------------	-----------	------	--	--	------------------------------

熊本県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）10月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字馬水字駿ヶ原 632番11地先から 同所 661番16地先まで	前	27.0 ～ 27.0	47.5	交安街
			後	27.0 ～ 36.2		

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）10月17日

公 告

熊本県公告第644号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（デジタルカラー撮影・写真地図作成）	令和5年（2023年） 11月1日から 令和6年（2024年） 3月29日まで	熊本市全域

熊本県公告第645号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてる必要があるため、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

令和5年（2023年）10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 森林計画区の名称 緑川森林計画区

2 縦覧期間 令和5年（2023年）10月17日から令和5年（2023年）11月9日まで

3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第646号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づきたてた地域森林計画を変更する必要があるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更計画の案を縦覧に供する。
なお、当該地域森林計画の変更計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

令和5年(2023年)10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 森林計画区の名 白川・菊池川森林計画区
球磨川森林計画区
天草森林計画区
- 2 縦覧期間 令和5年(2023年)10月17日から令和5年(2023年)11月9日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第647号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小谷字中高遊1193番9、同字小深迫1985番5、同字西高遊2083番9、同2083番10、同2083番11、同字下石岸原2131番31
工区 20,557.73平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号
大和ハウス工業株式会社
福岡県福岡市博多区上牟田二丁目11番24号
大和ハウス工業株式会社九州支社

登載依頼

熊本県がん対策推進会議公告第2号

令和5年度第2回熊本県がん対策推進会議を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)10月17日

熊本県がん対策推進会議

- 1 開催日時
令和5年(2023年)10月23日(月曜日)
午後6時から午後7時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区本荘1丁目1-1
熊本大学病院 東病棟12階 多目的ホール3
- 3 議題
(1) 第4次熊本県がん対策推進計画素案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)

熊本県警察本部告示第11号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第3

72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)10月17日

熊本県警察本部長 宮内 彰 久

1 競争入札に付する事項

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和5年度(2023年度)導入分)の賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)10月27日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第102号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)10月17日

熊本県警察本部長 宮内 彰 久

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和5年度(2023年度)導入分)の賃貸借

(2) 借入物品及び数量

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式

(3) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係(熊本県庁警察棟4階)

郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(5) 借入物品の規格、品質等

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和5年度(2023年度)導入分)の賃貸借に係る要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(6) 契約期間

契約締結の日から令和11年(2029年)12月31日(月)まで

(7) 借入期間

令和6年(2024年)4月1日(月)から令和11年(2029年)12月31日(月)まで

(8) 納入期限

令和6年(2024年)3月29日(金)まで

(9) 納入場所

仕様書のとおりとする。

※ 「暴力団又は暴行指し止むべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等及び遊技業務委託等の交遊等契約の締結に係る継続的に行われる暴力団員等による暴行指し止むべき関係の待合措置期間中ではないこと。

(6) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること、確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 機能等証明書技術審査結果通知書
イ 競争入札参加資格確認申請書
ウ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超えない等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムによる提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和5年(2023年)11月17日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)11月17日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)11月30日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)11月29日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和5年(2023年)11月30日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)11月29日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においても、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 - イ 入札金額の単位の誤り
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（69月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係
電話番号 096-381-0110（内線2447）
ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580

エ ファックス番号 096-381-9010
電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name of Items Leased and Quantity :
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police
- (2) Date and Place for tender :
Date: November 30th 2023, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2447)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県警察本部告示第12号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年（2023年）10月17日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察放置駐車違反管理システム関連機器の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和5年（2023年）11月1日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請書の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第103号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)10月17日

熊本県警察本部長 宮内 彰 久

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県警察放置駐車違反管理システム関連機器の賃貸借
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部交通部交通指導課駐車対策係(熊本県庁警察棟1階)
郵便番号 862-8610 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 (内線5125)
ファックス番号 096-381-0033
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (4) 借入物品及び数量
熊本県警察放置駐車違反管理システム関連機器 1式
- (5) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察放置駐車違反管理システム関連機器仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から令和10年(2028年)12月31日(日)まで
- (7) 借入期間
令和6年(2024年)4月1日(月)から令和10年(2028年)12月31日(日)まで
- (8) 納入期限
令和6年(2024年)3月31日(日)まで
- (9) 納入場所
仕様書による。
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次からウまでいずれかにか該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、1月当たりの賃借料(保守込み)とする。見積に当たっては、57月の賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。のとおり競争入札参加者なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでの場合で、本入札に参加資格を審査申請を受け付け、また、入札参加資格を有している場合で、次のアの受付期間に登記内容の変更が必要となる場合は、3(3)の提出期間の末日までに登記内容の変更が間に合わない場合がある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和5年(2023年)11月1日(水)午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入物品仕様一覧を令和5年（2023年）11月1日（水）午後5時までの間に1(2)の発注・契約担当部局に提出し、審査を受け機能等証明書技術審査結果通知書の交付を受けていること。
- (5) 次の掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団関係者であるとき。
 イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
 ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所その他の者をいう。
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われ等している場合をいう。
- (6) 熊本県告示第811号及び第2条第1項の規定による指名停止の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 機能等証明書技術審査結果通知書
 ウ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和5年（2023年）11月1日（水）午後5時まで

(4) 提出先

1 (3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 仕様書等に対する質問の受付期間

1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）11月20日（月）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)11月30日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)11月29日(水)午後5時まで電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和5年(2023年)11月30日(木)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)11月29日(水)午後5時(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができるとする。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者同様の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（57月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話番号 096-381-0110（内線5125）
ファックス番号 096-381-0033
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be leased
A set of “Illegally Parked Vehicles Management System Relate Equipment” for Kumamoto Prefectural Police in 2023
- (2) Date and Place for tender:
Date :30th November 2023, 10:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters
Traffic Enforcement Division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(5125)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen